

日本FIDバスケットボール連盟
コンプライアンス委員会規程

第1条（目的）

本規程は、本連盟の定款第46条の規定に基づき理事会決議により設置された、コンプライアンス委員会（以下「委員会」という）について必要な事項を定める。

第2条（委員会の設置）

本連盟はコンプライアンス担当常務理事の諮問に応えるための常設の機関として委員会を設置する。

第3条（定義）

本規程でコンプライアンスとは、法令（行政上の通達・指針等を含む）、本連盟における各種規則、取引に関わる契約・約款その他、知的障がい者バスケットボールに対する社会的な信頼を得るために遵守すべき社会的規範としての倫理の厳守をいう。

第4条（委員会）

- 1 委員会を構成する委員（以下「委員」という）は、理事会において、常務理事及び外部の学識経験者の中から3名以上を選任し、委員長は理事会において常務理事である委員の中から1名を選任する。ただし、常務理事及び外部の学識経験者の委員をそれぞれ最低1名以上選任するものとする。
- 2 副委員長は、委員会において委員の中から1名を選任する。
- 3 委員会は、委員長が招集し、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 4 議長は委員長とする。
- 5 委員長に事故があったとき又は委員長が欠けたときは、委員長が予め指定した順序によりその職務を代理し、又はその職務を行う。
- 6 審議事項は出席した委員の過半数の同意をもって決定する。
- 7 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、意見又は説明を聴くことが出来る。
- 8 委員会は、原則として非公開とする。

第5条（審議事項）

委員会は、次に掲げる事項及びコンプライアンス担当常務理事或いは理事会から諮問された事項を審議し、コンプライアンス担当常務理事或いは理事会に意見を具申するものとする。

- ① コンプライアンスの推進に係る重要な方針の策定に関する事項
- ② コンプライアンスの推進のための啓発に関する事項
- ③ 定款第10条に定める社員の除名に関し、必要な審査及び決定を行い、理事会にその結果を報告すること
- ④ 正会員、賛助会員、名誉会員、本連盟役職員、本連盟が委嘱をした者、本連盟諸制度に基づ

く連盟登録団体及び登録選手、役員及び審判による本連盟、会員、加盟団体の定款、コンプライアンス規程その他諸規定の違反などコンプライアンス違反への対応に関する事項

- ⑤ 通報窓口の運営に関する事項
- ⑥ コンプライアンス規程違反とされた者の事情聴取
- ⑦ 本連盟の各種規程案の策定に関する事項
- ⑧ その他コンプライアンスの推進に関する重要な事項

第6条（議事録）

- 1 委員会の議事については、その経過及び結果を記載した議事録を作成する。
- 2 前項の議事録は、原則として非公開とする。
- 3 第1項の議事録には、委員長及び委員長に指名された委員1名の合計2名が記名押印する。
- 4 議事の内容及び結果については、理事会において速やかに報告されるものとする。

第7条（任期）

委員の任期は、理事にあっては定款第28条に定めのある理事の任期によるものとし、学識経験者にあっては委員に選任された日の翌日から当該翌日以後2年を経過する日を含む事業年度における最終の理事会の日までとし、再任を妨げない。

第8条（守秘義務）

委員は、委員会の審議において知った秘密を他に漏らしてはならない。

第9条（事務）

委員会の事務は、本連盟の事務局が行う。

第10条（改廃）

この規程は理事会決議により改廃を行う。

第11条（施行）

この規程は、令和2年（2020年）10月14日から施行する。